

「令和8（2026）年度地域脱炭素化支援事業」業務委託仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「令和8（2026）年度地域脱炭素化支援事業」業務委託（以下「委託業務」という。）を受託するもの（以下「乙」という。）の業務について必要な事項を定めるものである。

2 背景・目的

本県が作成した「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」や「とちぎ脱炭素先行地域創出プロジェクトアクションプラン（令和5年3月28日）」を踏まえて、県内市町による地域脱炭素の取組の検討に対して支援することで、地域における脱炭素化を促すとともに、支援の過程で得たノウハウ等を取りまとめることにより、県全体に脱炭素ドミノの展開を図ることを目的とする。

3 委託事業の概要

乙は、甲及び大田原市と連携しながら、木質バイオマスを利用した地域脱炭素の取組に対して支援する。また、支援の過程で得られたノウハウ等を地域脱炭素施策検討事例集としてとりまとめる。

4 業務内容

（1）「木質バイオマス加温機導入実証事業」に係る支援

大田原市が次期大田原市バイオマス産業都市構想素案における「地域材エネルギー利用プロジェクト」の取組の1つとして検討している園芸施設への木質バイオマス加温機の導入に向けた「木質バイオマス加温機導入実証事業（以下「実証事業」という。）」に係る条件等の整理及び協定書（又は覚書）作成に向けた支援を行うこと。

なお、本仕様書において、「地域材エネルギー利用プロジェクト」とは、大田原市内の森林から発生する未利用材・低質材（林地残材、保育間伐材等）をエネルギー資源として活用し、熱利用を中心としたエネルギーの地産地消を図るとともに、林業・農業の活性化や地域内経済循環を目指す取組を指す。本プロジェクトは、園芸施設や一般家庭への薪ストーブ導入等を推進することを目的とする。

また、実証事業とは、加温ハウスを利用している施設園芸農家を対象に、既存の化石燃料加温機（重油加温機）と併用する形で、木質バイオマス加温機（薪加温機）を導入し、その効果や課題を実際の農業現場で検証する事業を指す。

実証事業は、未利用材を原料とすることで、林地残材の削減や利用間伐の増加、化石燃料使用量の削減、農作物への「脱炭素」という付加価値付与等を目的とする。また、協力農家等と協定書（又は覚書）を締結することで、1作季を通じた事業期間中に、事業化に向けた実用性や課題等を検証する。

① 実証事業の整理

以下の事項を整理すること。

- ・想定される事業内容、規模、期間

- ・期待される温室効果ガス削減効果
- ・実証事業の予算規模（概算）
- ・技術的前提条件及び留意点
- ・先行事例を踏まえた想定される課題及びリスク（運用面、継続性等）
- ・実証事業中止時の設備撤去及び原状回復に係る取扱い

② 対象作物及び協力農家の選定支援

実証事業の対象作物及び協力農家について、甲及び大田原市と連携しながら、選定に係る支援を行うこと。なお、選定支援にあたっては、別紙「実証事業 条件整理項目」に掲げる事項を網羅すること。

ア 対象作物の選定支援

加温ハウスを利用する施設園芸作物のうち、木質バイオマス加温機導入の効果検証に適した作物について、加温需要・栽培期間・市内の生産状況・脱炭素付加価値の訴求可能性等の観点から比較・整理し、対象作物の選定に資する資料を作成すること。

イ 協力農家の選定支援

甲及び大田原市（農政課等関係課を含む）と連携し、候補農家の探索及び選定基準（設置スペース、薪の管理体制、実証意欲等）に基づく選定プロセスを整理し、協力農家の選定に資する資料を作成すること。

③ 協力業者との連携体制の整理

実証事業実施に係る協力業者（加温機の設置や保守等を担う事業者）との役割分担、技術指導体制、緊急時対応等について、別紙「実証事業 条件整理項目」に掲げる項目を踏まえて整理を行うこと。

④ 協定書（又は覚書）作成支援

大田原市と協議の上、実証事業実施に係る協定書（又は覚書）に盛り込むべき事項（役割分担、責任範囲、期間等）について、別紙「実証事業 条件整理項目」に掲げる項目を踏まえて整理を行うこと。

(2) 「地域材エネルギー利用プロジェクト」による経済波及効果等の算定に係る支援

「地域材エネルギー利用プロジェクト」の具体的な取組として想定している次の取組について、温室効果ガス削減効果及び栃木県産業連関表を活用した経済波及効果の算定を行うとともに、本プロジェクトの実施に係る課題の整理及び今後の作業工程表の作成を行うこと。

ア 温浴施設への木質バイオマスボイラーの導入

イ 園芸施設への木質バイオマス加温機の導入

ウ 一般住宅への薪ストーブの導入

(3) 地域脱炭素施策検討報告書の作成

(1) 及び (2) の内容を取りまとめて、報告書を作成すること。作成にあたっては、甲や大田原市と協議すること。

(4) 地域脱炭素施策検討事例集の作成

(3) の報告書について、県内他市町に検討経過やノウハウ等を共有するため、必要な箇所を要約した地域脱炭素施策検討事例集※を作成すること。

なお、作成にあたっては、事前に甲と協議を行うとともに、県内他市町に共有しても支障のないよう、その内容について大田原市に書面により確認を求めること。

※過年度に作成された事例集に併せて作成すること。

5 特記事項

(1) 大田原市との協議

乙は、対面又はオンライン会議により、原則月2回大田原市との定例ミーティングを実施するとともに、必要に応じて随時、協議を実施すること（ただし、月2回のうち1回は対面による会議を原則とする。）。

(2) 実施状況の報告等

① 実施状況の報告及び実施計画の協議

乙は、大田原市の担当者に進捗の確認を行った上で、対面又はオンライン会議等により、甲に対して概ね月2回進捗状況を報告するとともに、今後の実施計画を説明し、承認を得ること。

なお、甲は必要に応じて、乙に対して実施状況の報告を求めることができる。

② 大田原市との協議結果の報告

乙は大田原市と協議した際は、1週間以内に決定事項を中心に協議内容を取りまとめた議事概要等を報告すること。

(3) 資料提供の協力等

甲及び大田原市の求めにより、委託業務の検討に関連する情報や資料等の提供について、協力するものとする。

(4) 守秘義務

本仕様書に基づくすべての作業において、甲や大田原市が提供した業務上の情報を第三者に開示、又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

(5) 関係法令等の遵守

委託業務の履行に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守すること。

6 成果品等の提出

(1) 成果品等の内容

- ① 実績報告書（A4版・縦書き・長辺綴じ・簡易製本） 1部
- ② 大田原市の地域脱炭素施策検討報告書（A4版・横書き・長辺綴じ・簡易製本） 2部
- ③ 地域脱炭素施策検討事例集（A4版・横書き・長辺綴じ・簡易製本） 1部
- ④ ①～③及び委託業務を遂行する上で作成した資料の電子データ（DVD-R等） 一式
- ⑤ その他甲が指示するもの

(2) 提出期限

令和9（2027）年3月19日（金）

7 委託期間

契約を締結した日から令和9（2027）年3月26日（金）までとする。

8 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、甲の承認を得た場合はこの限りでない。その場合、事前に再委託範囲及び再委託先

を提示し承認を得ること。

- (2) 再委託範囲は、乙が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は乙の責任において解決すること。
- (3) 各種制作物についての著作権等に係る問題が生じた場合は、乙の責任とする。
- (4) 乙は、本業務において得た情報を外部に漏らしてはならない。
- (5) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲乙協議の上、仕様書の内容を一部変更することができるものとする。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、実施するものとする。

9 その他

- (1) 本仕様書に記載されていることを遵守した上で、より良い提案がある場合は企画提案書に記載すること。
- (2) 本仕様書に記載されている内容及び選考された企画提案書の内容について、甲と乙との協議の上、内容の一部変更を行うことがある。

別紙「実証事業 条件整理項目」

1. 対象作物及び協力農家の選定支援

項目	整理すべき事項
対象作物	加温需要・栽培期間・市内生産状況・脱炭素付加価値の訴求可能性等の観点からの比較整理、対象作物の選定
協力農家の選定	県・市（農政課等含む）・関係団体との連携による候補抽出
選定基準	設置スペース、薪の管理体制、実証意欲、その他
適性確認	協力業者と連携したハウス構造（薪加温機導入適性）の確認

2. 協力農家との条件整理

（1）基本条件

項目	内容
実証期間	1作季（定植から収穫終了まで）
設備供給	薪加温機本体は市が無償貸与（変更の可能性あり）
燃料供給	薪は市が準備し、指定場所まで運搬（変更の可能性あり）
設備運用	重油加温機との併用（薪を主、重油をバックアップ）
適正利用	加温は農作物の栽培目的に限定し、私的利用は禁止

（2）運用・保守

項目	内容
保守管理	協力業者による定期点検・操作指導
清掃等	煙突掃除・灰処分は農家を実施（変更の可能性あり）
設置場所	加温機設置場所・薪保管場所は農家が準備

（3）補償・リスク

項目	内容
損害保険	薪加温機の故障、事故に起因する作物被害、施設火災や作物減収に備え市が農家を受取人とする保険（園芸施設共済等）に加入（既に加入している可能性大）
技術リスク	手投入による作業負担、完全燃焼の確認、燃焼時間（8～12時間程度）、含水率によるタール付着等
周辺リスク	煙・火の粉による近隣苦情・火災リスクへの対応

（4）データ報告

項目	内容
重油使用量	給油量による把握
薪使用量	市の運搬量による把握
アンケート	費用・作業負担に係る農家アンケート

3. 協力業者との条件整理

項目	内容
設置工事	加温機本体の設置及び付帯工事
技術指導	農家への初期操作説明・緊急時対応
定期確認	燃焼効率・排ガス状態の定期確認
助言支援	実証事業全般への技術的助言・支援